

【EU】大気汚染物質の国別排出削減指令案

海外立法情報課 島村 智子

* 欧州議会は 2016 年 11 月 23 日、5 種類の大気汚染物質について、2020～2029 年及び 2030 年以降の加盟国の国別排出削減目標を定める指令案を採択した。

1 EU の大気汚染関連規制

EU における大気汚染問題は、EU 及び国際的な対策の成果により近年改善されており、例えば、1980 年代に欧州で深刻な被害をもたらした酸性雨の原因となった二酸化硫黄（SO₂）の排出量は、過去 20 年間で 80～90%削減された。しかし、大気汚染は依然として環境及び人体の健康に悪影響を与えており、欧州委員会によると、2013 年には欧州において約 45 万人が大気汚染により早期死亡に至り、また、大気汚染による経済的損害は年間 3300～9400 億ユーロに上ると推定されている。

大気汚染全般に関する現在の EU の主な規制には、粒子状物質や窒素酸化物（NO_x）を含む複数の汚染物質について達成すべき大気環境の基準を定めた大気質指令（2008/50/EC）と、SO₂、NO_x、非メタン揮発性有機化合物（NMVOC）及びアンモニア（NH₃）の 4 種類について各国の排出上限を定めた国別排出上限指令（2001/81/EC）の 2 つがある。その他、中長期的な計画を定めた戦略文書や、産業からの排出基準等について規制する指令、また、EU による規制のほかにも越境大気汚染に関する国際条約等が存在する。

2 2001 年国別排出上限指令

今回の指令案は、このうち 2001 年の国別排出上限指令（以下「旧指令」）を新たに置き換えるものとして作成された。旧指令は、上述の 4 種類の汚染物質について 2010 年までに達成すべき排出上限を定め、2010 年以降もこれを超えてはならないことを規定していた。この達成状況に関する欧州環境庁の 2015 年版年次報告書（注 1）によると、2014 年には 10 か国が 1 種類以上の物質について上限値を超過しており、NO_x は 6 か国、NMVOC は 4 か国、NH₃ は 6 か国が 2010 年以降毎年上限を超過した。排出上限を超過した主な原因として、NO_x については道路輸送量、特にディーゼル車の増加が、また、NH₃ については農業、特に排出抑制措置を取らない養豚・養鶏施設の増加が指摘されている。SO₂ については 2010～2014 年の期間に上限を超過した国はなかった。加盟 28 か国の合計では、全ての物質について上限が守られた。

3 新たな指令案の概要

旧指令の目標期間後の新たな排出削減目標を定めるため、欧州委員会は 2013 年 12 月 18 日に指令案（COM(2013)920final）を提案し、EU 理事会及び欧州議会による修正を経て、2016 年 11 月 23 日に欧州議会で採択された（注 2）。同指令案は、同年 12 月 31 日に施行される予定となっている。この指令案は、2020～2029 年及び 2030 年以降の各年に加盟国が

達成すべき排出量の削減水準（2005年比の削減率）を定めるもので、旧指令で定められていた4種類の大気汚染物質に加え、微小粒子状物質（PM2.5）も対象に含めることとなった。これは、2020年までの削減目標を定めた、米欧諸国等による長距離越境大気汚染条約（1979年署名）の「酸性化・富栄養化・地上レベルオゾンの低減に関する議定書」（ヨーテボリ議定書：1999年採択）の2012年の改正により、削減対象にPM2.5が加わったことに合わせた措置である。なお、欧州委員会による当初の指令案は、メタン（CH₄）を含む6種類の汚染物質を対象としていたが、CH₄は審議の過程で削除され、5種類を対象とすることとなった。これらの汚染物質の主な発生源及び環境・人体への影響と、指令案が規定する排出削減水準は、表のとおりである。

表 指令案の対象となる大気汚染物質と排出削減水準

対象となる大気汚染物質	主な発生源	環境・人体への影響（注1）	2020～2029年の排出削減水準（注2）	2030年以降の各年の排出削減水準（注2）
二酸化硫黄（SO ₂ ）	発電、産業、船舶、家庭	二次粒子の生成、土壌・内陸水の酸性化、呼吸器疾患	-59%	-79%
窒素酸化物（NO _x ）	自動車、船舶、発電、産業、家庭	二次粒子の生成、酸性雨、富栄養化、呼吸器疾患	-42%	-63%
非メタン揮発性有機化合物（NMVOC）	産業溶媒、自動車、発電、家庭	オゾン（肺に悪影響を与える）の構成成分	-28%	-40%
アンモニア（NH ₃ ）	農業（肥料の使用、畜産）	二次粒子の生成、酸性化、富栄養化	-6%	-19%
微小粒子状物質（PM2.5）	自動車、船舶、発電、家庭	呼吸器疾患、心血管疾患、肺がん	-22%	-49%

（注1）二次粒子とは、ガス状物質として排出されたものが大気中で光化学反応などにより粒子に変化したものをいう。

（注2）表中の排出削減水準は、EU加盟28か国の対2005年比の数値である。

（出典）European Parliament, "Cleaner air: MEPs vote on tougher emission limits for key air pollutants," 2016.11.23 及び本文注(2)等を基に筆者作成。

指令案では、加盟国が排出削減に向けた計画をそれぞれ策定、実施し、4年ごとに同計画を更新する義務を定めている。指令案の附表では、この計画に最低限盛り込むべき項目（大気汚染対策の枠組み、政策手段、2025年の排出水準、工程表等）が規定されている。加盟国は、2019年3月末までに計画を欧州委員会に提出しなければならない。

注（この記事のインターネット情報は2016年12月14日現在である。）

- (1) "NEC Directive reporting status 2015," 2016.6.10, European Environment Agency website. <<http://www.eea.europa.eu/themes/air/national-emission-ceilings/nec-directive-reporting-status-2015>>
- (2) "Position of the European Parliament adopted at first reading on 23 November 2016 with a view to the adoption of Directive (EU) 2016/... of the European Parliament and of the Council on the reduction of national emissions of certain atmospheric pollutants, amending Directive 2003/35/EC and repealing Directive 2001/81/EC" <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+TA+P8-TA-2016-0438+0+DOC+PDF+V0//EN>>

参考文献

- ・ "EU approves new rules for Member States to drastically cut air pollution," 2016.12.14, European Commission website. <http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-16-4372_en.htm>